

廃蛍光管類資源化処理業務委託仕様書

本仕様書は、三浦市（以下「発注者」という。）が、受注者に廃蛍光管類の資源化処理について委託する業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1 目的

本業務は、三浦市清掃事業所に集積された廃蛍光管類を関係法令等に基づき、適正に運搬及び資源化処理することを目的とする。

2 受注者の資格要件

- (1) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設許可を有し、処理能力に十分な余裕がある廃蛍光管類が処理可能な現に稼働している資源化処理施設を保有し、当該処理施設における、廃蛍光管類の処理実績を有していなければならない。また、資源化処理は下請負させてはならない。
- (2) 受注者は、官公庁発注の廃蛍光管類資源化処理の元請実績を1回以上有していなければならない。
- (3) 受注者は、発注者が引渡す廃蛍光管類を受注者の資源化施設にて全量資源化処理するものとし、廃蛍光管類の構成成分（ガラス、水銀、金属、プラスチック等）の再生資源物の販売、使用先及び、資源化処理後に発生する一般廃棄物の処分先を確立していなければならない。当該廃棄物の処分に係る費用は、受注者が負担するものとする。
- (4) 受注者は、発注者が引渡す廃蛍光管類の収集運搬にあたり、本業務に適した車両を受注者の負担により用意するものとし、当該車両にて収集運搬を行うものとする。
- (5) 受注者は、収集運搬業務に限り下請負させることができるが、当該収集運搬事業者は、本業務に該当する一般または産業廃棄物収集運搬許可及び、貨物自動車運送事業許可を有しているものとし、本業務に精通していなければならない。
- (6) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項及び第2項の規定に適合しなければならない。

3 履行場所

所在地：三浦市三崎町六合1004-3

名称：三浦市清掃事業所

4 履行期間

処理施設を管轄する自治体との事前協議完了後から、令和7年3月31日まで。

5 契約金額

- (1) 1kg当たりの単価契約とする。
- (2) 廃蛍光管類のみの重量とし、保管容器の重量は含まないものとする。

6 支払方法

- (1) 委託料は、1kg当たりの単価契約として、契約期間中の暦月を単位としてとりまとめ、実施月の翌月以降、発注者に業務完了届等の書類を添付し請求するものとする。
- (2) 請求金額の算定を行うための重量は、受注者発行の計量伝票に基づいて決定するものとし、保管容器等の重量を差引いた廃蛍光管類のみの重量とする。
- (3) 前号の委託料は、契約単価に廃蛍光管類の重量を乗じて算定した金額に、消費税法の規定に基づく消費税及び地方消費税の額を加算して請求するものとする。この場合において、その合計額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 委託料= (契約単価×廃蛍光管類重量) +消費税相当額

7 処理予定数量

- (1) 約4,150kgとする。
- (2) 集積状況等により、数量が増減することを受注者は承諾するものとする。

8 処理施設を管轄する自治体との事前協議等について

- (1) 本契約にあたり、受注者の処理施設を管轄する自治体に対し、法令等に基づく、一般廃棄物の区域外搬入に関する事前協議等の手続きは、発注者が行うものとし、協議不成立の場合は、本契約の締結は行わない。
- (2) 受注者は、発注者が行う事前協議等について、提出書類等の作成について協力するものとする。
- (3) 発注者は、搬出量が増加する場合は、管轄自治体の法令等に基づく事前通知等の承諾を事前に得るものとする。

9 業務内容

- (1) 受注者は、三浦市清掃事業所の屋内に集積された廃蛍光管類の積載及び、資源化処理施設までの運搬並びに、資源化処理、再生資源物の販売、使用、資源化時に発生する廃棄物の最終処分までの一連の業務について関係法令等を遵守の上、衛生的かつ確実にを行うものとする。

- (2) 受注者は、発注者から引渡しを受けた廃蛍光管類は、受注者の資源化処理施設において、全量資源化処理するものとし、引渡した状態のまま国外輸出、不適正な保管並びに、不法投棄をしてはならない。
- (3) 受注者は、発注者から引渡しを受けた廃蛍光管類の資源化処理によって生じた再生資源物の販売、使用、廃棄物の最終処分に至るまで責任をもって適正に履行するものとし、資源化処理を第三者へ請け負わせてはならない。
- (4) 受注者は、発注者が引渡した廃蛍光管類に混入している一般廃棄物についても関係法令等に基づき受注者の負担により適正に処分するものとする。

10. 保管方法

- (1) 三浦市清掃事業所の屋内に受注者が用意する保管容器に入れて保管する。
- (2) 発注者は、収集してきた廃蛍光管類から包装紙、ビニール袋等を可能な限り除去するものとする。

11 その他

- (1) 発注者は、受注者の行う業務がこの仕様書に適合しないと認めたときは、受注者に対し、適合するよう指示することができる。この場合において、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- (2) 発注者は、本業務内容について市民等に公表できるものとし、受注者は、これに同意するものとする。
- (3) 業務委託契約書、仕様書等に記載無き事項が生じた場合は、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。